

令和8年度持続可能なまちの農業取組支援事業 実施要領

第1 趣旨・目的

本事業は、令和8年度阪神北県民局地域躍動推進費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、人と環境にやさしい農業を推進するとともに、都市住民に新鮮な農産物を提供する機会の拡大及び農産物等の防犯対策の強化を図り、地域住民と共生する都市農業及び都市近郊農業の振興を目的として実施する。

本要領は、本事業の実施に関し必要な事項を定める。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、農業者及び3者以上の農業者が組織する団体とする。

第3 事業実施地区

本事業の実施地区は、阪神間7市1町（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）の市街化区域内の生産緑地及び市街化調整区域内の農地とする。

第4 事業の内容

本事業は、第1に掲げる目的の達成に向け、以下の内容を支援するものとする。事業の実施に当たっては、別記実施基準によるものとする。

1 軒先販売等支援

- （1）阪神産農産物の軒先販売等活動に必要な機械・設備の整備
- （2）農産物等の防犯対策に必要な設備の整備

2 環境に配慮した生産支援

- （1）環境に配慮した生産活動（有機農業を含む。）に必要な簡易施設の設置及び除草機、堆肥化装置等の機器導入
- （2）第三者継承等により取得した施設の修繕

第5 事業の募集

- 1 事業応募者は、事業提案書（別紙様式1）及び情報提供同意書（別紙様式2）を市町に提出するものとする。
- 2 市町は、提出された事業提案書等に基づき意見書（別紙様式3）を作成の上、県民局長に提出するものとする。
- 3 応募者は整備した施設について、農業共済または天災等に係る損害保険（以下「保険等」という。）に加入し、処分制限期間中は継続加入に努めるものとする。
- 4 県民局長は、阪神農林振興事務所及び阪神農業改良普及センター職員で構成する審査会において採択を決定し、市町を通じて応募者へ通知するものとする。
- 5 採択事業が少ない場合または辞退があった場合等は再募集を行うものとする。

第6 事業計画の承認

- 1 採択通知を受けた者は、事業実施計画書（別紙様式4）を市町を経由して県民局長に提出し、承認を受けるものとする。なお、当該様式に添付する実施計画書の内容に変更がない場合は、第5の1により提出した事業提案書に代えることが

できる。

- 2 県民局長は、申請を受理した場合、別紙様式5により承認書を交付するものとする。

第7 事業計画の変更・廃止

事業内容の変更又は廃止する場合は、交付要綱の規定に準ずるものとし、当該要綱により承認された変更交付申請書又は廃止承認申請書を以て代えることができる。

第8 報 告

- 1 事業実施主体は、交付要綱に基づき実績報告を行う。
- 2 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度まで、毎年度別紙様式6により実施状況を市町を経由して県民局長へ報告するものとする。

第9 事業の推進体制

県民局長は、市町及びJA兵庫六甲関係営農総合センター等と連携し、都市農業の振興に努めるものとする。

第10 補 助

県は、各年度の予算の範囲内で本事業の実施に要する経費について、交付要綱に基づき助成を行うものとする。

第11 その他

本要領に定めのない事項については、県民局長が別に定めるものとする。

附則 本要領は、令和8年5月15日から施行する。

本要領は、令和8年7月31日から施行する。

(別記)

令和8年度持続可能なまちの農業取組支援事業 実施基準

第1 一般基準

- 1 事業実施主体は、事業計画及び実施に当たり、市町またはJA兵庫六甲関係営農総合センター等の指導を受けるものとする。
- 2 本事業に係る補助対象事業費は、事業実施地区及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、資材等は目的に適合したものとする。ただし、事業費の低減が適切であると認められる場合は、直営施工等を認めるものとする。
- 3 事業実施主体が自力又は他の助成により実施中の事業、又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助対象とすることは認めない。
- 4 用地の買収、賃借等に要する費用及び補償費は補助対象外とする。
- 5 兵庫県認証食品（「ひょうご推奨ブランド」及び「ひょうご安心ブランド」）の認証取得に努めるものとする（花き、樹木を除く）。
- 6 軒先販売を行う施設または防犯対策に必要な設備は、自宅（軒先販売施設）または生産地内もしくはそれらに概ね隣接していること。
- 7 環境に配慮した生産支援のうち、第三者継承等により取得した施設を修繕する場合は、取得を証明する資料を提出するものとする。
- 8 事業実施主体は、販売目標達成状況について、事業完了年度の翌年度から3年間、県の求めに応じて報告するものとする。

第2 事業内容基準等

事業の内容	事業 実施 期間	採択基準	補助率等
(第4関係) 1 軒先販売等支援 (1) 軒先販売活動に必要な機械・設備（梱包機、陳列棚、陳列ワゴン、立て看板等）の整備 (2) 農産物の防犯対策に必要な設備（防犯カメラ、センサーライト、立て看板等）の整備 2 環境に配慮した生産支援 (1) 環境に配慮した生産活動（有機農業を含む。）に必要な簡易施設の設置及び除草機、堆肥化装置等の機器導入 (2) 第三者継承等により取得した施設の修繕	1年間	別紙採択ポイント一覧の合計点の高い者から採択する。	補助率 1, 2ともに3分の1以内とする。 補助金額 1については400千円以内、2については1,000千円以内とする。